

第2次茨木市人権施策推進計画(改定版)	第3次茨木市人権施策推進基本方針・計画(骨子案)	提案(変更)箇所	備考
	概 要		
第1章 計画策定の背景	I 基本方針・計画策定にあたって		
1. 計画策定の趣旨・背景	1. 基本方針・計画作成の趣旨・背景	従来の「茨木市人権施策推進基本方針」と「茨木市人権施策推進計画」を一体化し、人権施策の基本理念と具体的な推進方策を総合的かつ計画的に示すものとして策定します。	
2. 計画の位置づけ	2. 基本方針・計画の期間	第2次計画は10年ですが、急速に変化する社会情勢や多様化する人権課題に対応するため、第3次計画では5年にすることを提案します。	
3. 計画の期間	3. 計画の位置づけ	「茨木市総合計画」を上位計画とし、各分野別計画(男女共同参画、こども、高齢者、障害者等)と連携・整合を図る、市行政の基盤的な計画として位置づけます。また、本市の『茨木市SDGs推進ガイドライン』とも連携し、人権施策においてもSDGsの理念(誰一人取り残さない)を取り入れ、その達成に寄与する取組を進める計画とします。	
	基 本 方 針		
第2章 人権施策の現状と課題	I 人権をめぐる社会情勢と茨木市のこれまでの取組と経過		
1. 人権をめぐる社会的な動向	1. 人権をめぐる社会情勢と国際的潮流	国の「人権教育・啓発に関する基本計画(第二次)」で指摘されている国際化の進展や少子高齢化の進行に加え、生成AIの急速な普及などデジタル社会の発展に伴い生起する新たな人権課題といった社会情勢の変化を的確に捉えます。また、「ビジネスと人権」への国際的な要請の高まりや、複合的・加重的な差別を受ける「複合差別」の観点を取り入れます。	
2. 本市における取組	2. 新たな法整備の動向	国においては「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」、「こども基本法」、「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律(LGBT理解増進法)」、「情報流通プラットフォーム対処法」、「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給等に関する法律」、大阪府においては、「大阪府インターネット上の誹謗中傷や差別等の人権侵害のない社会づくり条例」など、前回計画以降に新設・改正された法制度の動向を踏まえます。	【法整備の最新動向】 ・困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(令和6年4月施行) ・こども基本法(令和5年4月施行) ・障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(改正障害者差別解消法)(令和6年4月施行) ・性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律(LGBT理解増進法)(令和5年6月成立・施行) ・共生社会の実現を推進するための認知症基本法(令和6年1月施行) ・特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律の一部を改正する法律(情報流通プラットフォーム対処法)(令和7年4月施行) ・旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給等に関する法律(令和6年10月成立)
3. 市民意識調査から見た課題	3. 茨木市のこれまで取組と経過		
4. 近年の社会情勢を踏まえた施策課題			
第3章 計画の基本理念と取り組むべき主要課題	II 計画の基本理念と施策推進の基本方針		
1. 計画の基本理念	1. 計画の基本理念	第2次基本方針・計画の理念を継承し、右記の2点を掲げます。	①一人ひとりがかけがえのない存在として尊重される差別のないまちづくり ②誰もが個性や能力を生かして自己実現を図ることのできる豊かな人権文化の創造
2. 人権課題への取組に共通する基本方針	2. 施策推進の基本方針	第2次基本方針・計画の理念を継承し、右記の5点を掲げます。	①すべての人にとって価値あるものとしての人権意識のかん養 ②自らと他者の人権の擁護に積極的な態度の育成 ③ソーシャル・インクルージョン(社会的包摂)の観点からの人権の擁護と地域共生社会の実現 ④人間としての尊厳を保ち、あらゆる差別を受けることなく生活できる「差別されない権利」の擁護 ⑤デジタル社会の新たな人権侵害等から安心して暮らせる「私生活の平穏」の確保
3. 取り組むべき主要課題と施策の方向性 (1)男女共同参画(ジェンダー平等) (2)子ども・若者の問題 (3)高齢者問題 (4)障害者問題 (5)部落差別(同和問題) (6)外国人問題 (7)個人情報 (8)インターネットを通じた人権侵害 (9)性的マイノリティ(セクシュアル・マイノリティ) (10)さまざまな人権問題			
	計 画		
	I 第2次茨木市人権施策推進計画の実績と評価	第2次茨木市人権施策推進計画の実績と評価にもとづく課題整理を行います。	
	II 市民意識調査等から見た茨木市の現状と課題	令和7年度に実施した市民意識調査の結果などから、右記の課題を抽出・反映させます。 ※人権課題における市民意識の課題は、それぞれの人権課題ごとに整理します。	①人権問題に対する問題意識は高まっているものの、住居選択等における同和地区や外国籍住民、各種福祉施設などに対する忌避意識が根強く残存していること。 ②インターネットを通じた人権侵害への懸念が非常に高く、SNS上の誹謗中傷や青少年が犯罪(闇バイト等)に巻き込まれる可能性への不安が強いこと。 ③こどもに対する虐待・いじめのほか、ヤングケアラーの早期発見や支援拡充に対する市民の関心が高いこと。 ④「被差別者責任論」や「寝た子を起こすな論」といった差別解消を阻害する誤った認識が依然として一定数存在すること。 ⑤各種人権問題に関する相談窓口の認知度が低く、市民の6割以上が窓口を『知らない』と回答していること。

第2次茨木市人権施策推進計画(改定版)	第3次茨木市人権施策推進基本方針・計画(骨子案)	提案(変更)箇所	備考
第4章 人権行政の推進―市行政の基盤としての人権施策	Ⅲ 取り組むべき主要課題と施策の方向性		
1. 人権意識の高揚を図るための施策 2. 人権擁護に関する施策	1. デジタル社会における新たな人権侵害 ■取組の方針 ■施策の方向性 □市民意識調査に見る課題	デジタル社会の発展に伴い、SNSでの誹謗中傷やディープフェイクによる名誉毀損、生成AIの悪用による人権侵害など、個人の尊厳やプライバシーを脅かす新たな人権侵害が深刻化しています。こうした人権侵害に関する相談窓口や被害者救済の強化に加え、教育委員会と連携した情報リテラシー教育の充実や、ライフステージに応じた『デジタル・シティズンシップ教育』を推進します。	
	2. 男女共同参画(ジェンダー平等) ■取組の方針 ■施策の方向性 □市民意識調査に見る課題	固定的な性別役割分担意識の解消、政策・方針決定過程への女性の参画拡大、職場における男女格差の是正に取り組めます。また、DVやセクシュアル・ハラスメント、性暴力の防止とともに、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」に基づく包括的な支援体制を構築します。	
	3. こども・若者の人権 ■取組の方針 ■施策の方向性 □市民意識調査に見る課題	「こども基本法」等に基づくこどもの権利保障を推進します。いじめ・不登校・児童虐待の防止に加え、ヤングケアラーの早期発見・支援、こどもの貧困対策、インターネット上の有害情報からの保護、こども自身が相談できる窓口の周知を図ります。	
	4. 高齢者の人権 ■取組の方針 ■施策の方向性 □市民意識調査に見る課題	「高齢者だから」という偏見をなくし、孤立の防止、悪徳商法や特殊詐欺などの消費者被害の防止、高齢者虐待の防止に努めます。認知症施策の充実を図り、高齢者が知識や経験を活かして活躍できる地域づくりを進めます。	
	5. 障害者の人権 ■取組の方針 ■施策の方向性 □市民意識調査に見る課題	障害を個人の問題とする『医療モデル』から社会の側に障壁があるとする『社会モデル』への転換を踏まえ、『改正障害者差別解消法』に基づく合理的配慮の提供の徹底や、物理的・心理的な障壁の除去、心のバリアフリーの推進、インクルーシブ教育システムの構築に取り組み、障害の有無にかかわらず誰もが当たり前のように生活し共に生きる社会の実現をめざします。旧優生保護法訴訟の最高裁判決等を受け、優生思想や障害者に対する偏見・差別の根絶に向けた取組を推進します。また、就労機会の確保、災害時の情報提供体制の充実を図ります。	
	6. 部落差別(同和問題) ■取組の方針 ■施策の方向性 □市民意識調査に見る課題	結婚や住居選択において依然として残る忌避意識の解消、インターネット上での差別的書き込みへの対応、同和問題を口実とする「えせ同和行為」の排除に向けた教育・啓発と相談体制を強化します。また、被差別部落(同和地区)が現代社会の多様な課題(貧困や教育格差など)が集中する「社会課題の集積地」となっている現状を踏まえ、教育・労働・生活等に関わる課題解消に向けた包括的な支援や、福祉行政と連携した取組を推進します。	
	7. 外国人の人権 ■取組の方針 ■施策の方向性 □市民意識調査に見る課題	地域社会における外国籍住民の「共生の権利の承認」を具体化し、多様なルーツを持つ人々が共に暮らす地域共生社会をめざします。多文化共生や交流の促進に加え、人権の普遍性に基づく啓発でヘイトスピーチの解消を推進します。また、住居や就労の障壁、情報格差などの構造的課題を解決するため、日本語学習機会の提供や、多言語・やさしい日本語による情報発信を強化し、誰もが権利を守られ安心して暮らせる環境整備に取り組めます。	
	8. 性的マイノリティの人権 ■取組の方針 ■施策の方向性 □市民意識調査に見る課題	LGBT理解増進法を踏まえ、多様な性のあり方に関する正しい理解を促進します。アウティングやSOGIハラスメントの防止、茨木市パートナーシップ宣誓制度の周知、当事者が安心して相談できる支援体制を充実させます。	
	9. さまざまな人権問題 ■取組の方針 ■施策の方向性 □市民意識調査に見る課題	個人情報の保護・適切な利用、新型コロナウイルス等の感染症患者等への偏見防止、HIV感染者・ハンセン病回復者やその家族に対する偏見の解消、犯罪被害者や刑を終えて出所した人への支援、拉致問題への啓発、「ビジネスと人権」に対する企業への啓発など、複合化・多様化する人権課題に幅広く対応します。	
第5章 計画の推進にあたって	Ⅳ 人権行政の推進―市行政の基盤としての人権施策		
1. 計画の推進体制	1. 人権意識の高揚を図るための施策	家庭、学校、職場、地域などあらゆる場を通じた人権教育・啓発を推進します。世代による人権学習テーマの偏りを埋めるため、学校に加え職場や地域を通じた継続的な教育・啓発が必要です。また、人権教育に取り組む指導者やボランティアを育成し、当事者のエンパワメント支援や市民の主体的な学習活動を促進します。	
2. 計画の評価と進行管理	2. 人権擁護に関する施策	市民が身近に相談でき、自己決定に基づいて問題解決を図れるよう支援します。個別の課題に対応する専門相談窓口の充実とともに、複合的な困難を抱える市民への総合的な支援体制の構築、庁内外の関係機関とのネットワーク強化を図ります。	
	Ⅴ 計画の推進		
	1. 計画の推進体制	「茨木市人権擁護対策推進委員会」を中心とした全庁的な連携体制の構築、職員の人権感覚の育成を図ります。また、市民、地域団体、NPO、企業、法務局等人権関係機関との相互連携を深め、協働による施策を推進します。また、人権施策推進の拠点『いのち・愛・ゆめセンター』を活用・整備し、地域における人権啓発・交流の促進や、きめ細かな相談・自立支援などの専門的な体制構築を図ります。	
	2. 計画の評価と進行管理	PDCAサイクルに基づき、各事業の実績評価や「茨木市人権尊重のまちづくり審議会」での検討、市民意識調査の結果等を活用し、社会情勢の変化に応じた事業の改善・見直しを不断に行います。	